平成26年度 第4回公募

都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地)

(一般競争入札方式)

# 募集要項

ホームページ登載日:平成 26 年 11 月 28 日(金)

応募申込

受付期間:平成27年1月19日(月)~平成27年1月23日(金)

入 札 日: 平成 27 年 2 月 17 日(火) 午前 10 時 30 分開始

## 大阪府都市整備部 用地室

入札に参加を希望される方は、この募集要項をよくお読み

いただき、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

## 目 次

あらる	<b>もし</b>	3
入札訓	说明書	4
1	応募資格要件	
2	貸付物件の募集条件	
3	貸付料の改定	
4	実地調査及び報告	
5	原状回復処置	
6	現場説明の実施	7
7	質問受付期間	8
8	質問への回答	8
9	応募申込手続き	8
10	入札	_
11	入札保証金	10
12	落札者の決定	12
13	貸付の基本協定、契約の締結及び決定の取消し	
14	契約及び基本協定締結期限	14
15	引渡し	
16	管理責任	14
17	費用負担等	14
18	その他(問い合わせ先)	14
	入札会場	15
貸付物	h件一覧表	16
基本協	A定 <b>(</b> 案)	17
公正記	E書(案)	19
様式		
質問	引書 <b></b>	24
入木	L参加申込書	25
入木	L参加証	26
誓約	的書(1)	27
誓絲	的書(2)	28
土均	也利用計画書	29
入木	L保証金納付書	31
入木		33
委任		34

## あらまし

大阪府都市整備部が所管する都市整備事業予定地を、事業着手するまでの間、有効活用を図り、契約者から納付していただいた貸付料等を道路や河川の維持管理費に充当し、府民の安全安心と将来負担の軽減を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的としています。 応募される方は、この募集要項をお読みいただき、お申込みください。

現場説明会 (7ページ参照)

平成 26 年 12 月 11 日(木)

開始時間までに現地に集合してください。

 $\blacksquare$ 

申込・受付 (8~9ページ 参照) 平成 **27** 年 1 月 **19** 日(月)~平成 **27** 年 **1** 月 **23** 日(金)

午前9時30分から午後5時まで。

提出先:大阪府都市整備部用地室財産管理グループ郵送によるお申し込みもできます。(期間内必着のこと)

 $\blacksquare$ 

入札日 (9~10ページ 参照) 平成 **27** 年 2 月 **17** 日(金) 午前 **10** 時 **30** 分開始 入札会場: 大阪府契約局第 3 入札室(大阪府庁分館 6 号館裏手)

入札保証金が必要です。

開札及び 落札者の決定 (12~13ページ 参照)

入札終了後、直ちに入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

 $\blacksquare$ 

落札者の個人情報 の提出及び 府警 本部への提供 (13ページ参照) 落札者が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを確認するため、法人登記履歴事項全部証明書や役員一覧表などの書類を提出いただき、大阪府警察本部長に該当者の有無を照会します。

 $\blacksquare$ 

基本協定締結 (13~14ページ参 照) 平成 27 年 4 月 30 日(木)まで

※大阪府警察本部長からの回答で、落札者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合は落札無効となり、入札保証金は還付されません。

 $\blacksquare$ 

契約書締結 (13~14 ページ 参照)

平成 27 年8月 31 日(月)まで

## 入礼説明書

## 第1 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号) 附則第3条第3項 の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を 受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な 同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ていない者
  - ⑦ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。)があった場合は、除く。
  - ⑧ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに 該当する者であって、その事実があった後、3年を経過した者を含む。)であ ること。
  - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により 大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者

- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措 置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (4) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部長に提供しますので、予めご承知置きください。
- (5)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税(大阪府に事業所が無い場合など、府税の納入義務がない者は、本店 所在の都道府県税)に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年 度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (7) 応募時において、大阪府入札参加停止要綱(平成 23 年4月1日施行)第 3条及び第4条に基づく入札参加停止措置を行われている者でないこと。(同 要綱第8条により、入札参加停止業者から入札参加停止措置を引き継いでい る者を含む。)
- (8) 営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者でないこと。

## 第2 貸付物件の募集条件

- (1) 用途の指定
  - ① 簡易な構造の店舗や事務所などの業務用施設で、住居は併設できません。
  - ② 次のアからキに該当する使用はできません。
    - ア. 政治的又は宗教的用途に使用すること
    - イ. 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガスなど近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること
    - ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、(ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。)同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(例:成人向けDVDショップ等を含む。)の用途に使用すること
    - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること
    - オ. 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。

カ. その他大阪府が適さないと判断した用途に使用すること キ. 第三者をしてアからカの用途に使用させること

#### (2)貸付の期間

- ① 貸付期間は、物件明細に記載している期間(借地借家法第23条第2項に 規定する事業用定期借地権を設定)とします。
- ② 貸付期間は、契約締結の日から起算します。
- ③ 貸付に係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間は、貸付期間に含みます。

#### (3) 貸付料

- ① 貸付料の発生時期 貸付料は、契約締結の日から発生します。
- ② 貸付料の額
  - ア.大阪府が賃借人として決定した者が提示した応募価格をもって年額貸付料とします。
  - イ. 応募価格は年額として百円単位としてください。
- ③ 貸付料の支払い
  - ア.貸付料の支払いは、毎年四半期ごとに、大阪府が指定する期日までに納めるものとします。
  - イ. 契約初年度は年度途中での貸付けとなりますので、年額貸付料を日割り 計算し、百円未満を切上げた額とします。
  - ウ. 指定された期日までに納付しない場合は、年額5%の遅延利息を徴収することがあります。

#### (4) 登記

- ① 賃借人が建設する建物の表示登記及び保存登記完了後、建物にかかる全部 事項証明書1通を大阪府に提出していただきます。
- ② 期間満了等により原状回復した時には、賃借人において建物の滅失登記を行なっていただきます。
- ③ 本件土地にかかる賃借権については、登記しないものとします。
- (5) 貸付物件の借地権の譲渡、転貸等
- ① 賃借人は、本件借地権を譲渡、転貸することはできません。ただし、賃借人が法人であって、賃借人が一方の当事者となる会社合併等が生じる場合は、大阪府と協議の上、大阪府が書面による承諾を行なう場合に限り、本件借地権の譲渡ができるものとします。
- ② 賃借人は、大阪府の書面による承諾なしに、賃借人が建設した建物を担保に供することはできません。なお、大阪府の承諾を得て賃借人が建設した建物を担保に供した場合は、期間満了等により原状回復する際に当該担保権の抹消登記を行っていただきます。

#### (6) 契約保証金

- ① 賃借人は、大阪府財務規則(昭和 55 年大阪府規則第 48 号)第 67 条に規定する契約保証金を契約締結までに納めてください。
- ② 契約保証金は、貸付料の滞納や、土地返還時の原状回復の不履行があった場合、その費用に充当することを目的としています。貸付料の滞納に充当した場合は、不足が生じた保証金を速やかに納付していただきます。

また、土地返還時の原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は返還しますが、不足が生じる場合は、賃借人に不足額を請求することとします。

- ③ 契約保証金は、年額貸付料と同額とします。
- ④ 契約保証金には、利子はつきません。
- ⑤ 賃借人が当該物件を原状回復し、大阪府に引渡し手続完了後、大阪府は、 賃借人からの請求に基づき、上記②に記載している充当金を控除後の、大阪 府が認定した金額をもって保証金を返還します。なお、返還にあたっては、 10日程度要しますので、あらかじめご承知ください。

## 第3 貸付料の改定

貸付料は、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、 大阪府が算出した貸付料(最低貸付料)が応募価格を上まわった場合には、大阪 府が算出した額に改定するものとします。

## 第4 実地調査及び報告

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し又は報告を求めた場合は、賃借人及び転貸人は協力しなければなりません。

#### 第5 原状回復処置

貸付期間の満了、又は契約解除等により、契約を終了する時は、期間満了までに、賃借人の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

## 第6 現場説明の実施

募集物件毎に現地において現場説明を実施しますので、希望される方は、開始時間までに現地に集合の上、参加してください。なお、**駐車場はご用意しておりません。** 

物件	所 在 地	現 場 説 明
番号	(土 地 地 番)	実 施 日 時
1	泉南市男里一丁目 228 番1外2筆の一部	平成 26 年 12 月 11 日 (木) 午後 2 時 3 0 分開始

- ○現場説明会は、30分程度を予定しております。
- ○なお、募集物件の所在市町村において、現場説明会開始2時間前時点で大雨・ 洪水・暴風警報のいずれかが発令されている場合は、現場説明会を中止とさせ て頂きます。予めご了承ください。

気象状況は、こちらから確認できます。⇒ おおさか防災ネット

- ○現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。
- ○なお、現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をホームページ上で公表します。

## 第7 質問受付期間

質問については、平成 26 年 12 月 22 日 (月) から平成 26 年 12 月 26 日 (金) までに別紙様式で、提出してください。

提出先 大阪府都市整備部用地室財産管理グループ(大阪府庁別館 7 階) メールアドレス: <u>yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp</u>

## 第8 質問への回答

質問に対する回答は、平成27年1月16日(金) 迄に行う予定です。

#### 第9 応募申込手続き

- (1) 申込み方法
  - ① 郵送で申込む場合(必ず簡易書留でお願いします。) 申込受付期間 平成 27 年 1 月 19 日(月)から平成 27 年 1 月 23 日(金) まで 【1月 23 日必着のこと】
  - 送り先 〒540-8570 (住所書き不要) 大阪府都市整備部用地室財産管理グループ 宛
  - ② 持参する場合

申込受付期間 平成 27 年 1 月 19 日 (月) から平成 27 年 1 月 23 日 (金) まで

【午前9時30分から午後5時まで】

提出先 大阪府都市整備部用地室財産管理グループ (大阪府庁別館7階)

※ 入札参加証は、入札申込後、審査の上適正と認められる方に返信用封 筒で、入札保証金納付書とともに申込者に郵送します。審査により不適 正と認められる申込については、文書等でご連絡します。

万一、平成27年2月10日(火)までに入札参加証等が届かない場合は、 大阪府都市整備部用地室財産管理グループまで、ご連絡ください。

(電話 06-6944-9326)

- ※ 返信用封筒(定形封筒)には、返信先の住所・氏名等を必ず記入すると ともに、82 円切手を貼ってください。
- (2) 応募に必要な書類(各1通)※提出された書類は、返還しません。

法人	個人
① 入札参加申込書	
② 誓約書 (2種類あります) ※科	鑑登録している印鑑を押印して下さい。
③ 土地利用計画書(別紙様式1に	よる)※概要、計画図(工作物等を含む。)
④ 返信用封筒(定形封筒。切手貼	寸のうえ、返信先記載のこと。)

⑤ 納税証明書(法人は2種類、個人は3種類あります。) ア. 都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書 (「府税及びその附帯徴収金に未納の額の徴収金の額のないこと」 の納税証明書(発行日から1ヵ月以内のものに限る) イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (証明書の種類は「その3」(個人事業主は「その3の2」、法人は 「その3の3」でも可)(発行日から1ヵ月以内のものに限る) ウ. 市町村の発行する市町村税の納 税証明書(個人市町村民税、固 定資產稅、都市計画稅)(発行日 から3ヵ月以内のものに限る) ⑥ 法人概要 (資本金・事業所の規模・主要 株主・主要取引先・取引金融機 関等がわかるもの) ※パンフレット可 ⑦ 決算報告書(最近1ヵ年分) ⑧ 資金計画書(資金の調達方法・事業の収支予定等が分かるもの)

#### 第10 入札

- (1) 日時 平成 27 年 2 月 17 日 (火) 午前 10 時 30 分開始
- (2) 場所 大阪府契約局「第3入札室」(大阪府庁 分館6号館裏手)
  - ア. 駐車場は設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
  - イ. 入札当日の受付は、各物件の入札開始時刻の20分前から行います。
  - ウ. 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませいただかない と入札に参加することができません。お早めにご来場ください。
  - エ. 入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。
  - オ. 入札書は、当日お渡しいたします。
- (3) 入札当日に持参していただくもの
  - ① 入札参加証(大阪府から送付したものの原本。写しは不可。持参なければ参加できませんのでご注意ください。)
  - ② 入札保証金納付書(入札申込後、郵送します。31~32ページ参照)
  - ③ 入札保証金(10~11ページ参照)
  - ④ 委任状(代理人の方が参加される場合のみ必要です。) ※入札参加申込書の申込者欄に記載された申込者の印鑑証明書とと もに持参してください。
  - ⑤ **印鑑(申込者の印鑑証明書の印影と同じ印鑑。**代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑)

- ⑥ 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ⑦ 本書(平成 26 年度第 4 回募集要項)
- ⑧ 印鑑登録証明書

#### (4) 入札にあたっての注意事項

- ① 入札書には、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、 その方の住所・氏名)を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、 代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」に 限る。)を、必ず押印してください。
- ② 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・) の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、貸付料の年額をを記入してください。
- ③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ④ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は、 撤回をすることができません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ア. 入札金額が最低貸付料価格に達しない入札
  - イ. 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
  - ウ. 指定の時刻までに提出しなかった入札
  - エ. 所定の入札書によらない入札
  - オ. 入札保証金を納付していない者の入札
  - カ. 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
  - キ. 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、その 全部の入札
  - ク. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
  - ケ. 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
  - コ. 入札金額を訂正した入札
  - サ. 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
  - シ. 郵送をもって送付してきた入札
- ⑥ 入札会場には受付で手続きを行い、入札保証金を納付した者以外は、 入場できません。

なお、入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。

## 第11 入札保証金

- (1) 入札に参加される方には、**入札当日の受付時に、入札保証金を納** 付していただきます。
- (2) 入札者は、入札保証金として、入札者が見積もる価格の100 分 の 2 以上の額を納付してください。
- (3) 入札保証金は、現金又は保証小切手(大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出し、発行日から10日以内のものに限る。)で、納付していただきますよう、お願いいたします。
- (4) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、その場でお返しい

たします。落札者の入札保証金は、落札者が入札保証金を契約保証金に 充当するか、契約締結後、落札者に還付するまで、府においてお預かり します。

- (5) 入札保証金には、利子は付しません。
- (6) 入札保証金は、契約保証金に充当できます。
- (7) 落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当しない場合、契約締結後、落札者の請求により速やかに還付手続を開始します。

なお、請求から還付までは、10日程度要しますのでご留意ください。

- (8) 落札者が落札物件の契約を締結しないとき(落札後、本要項第1に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。
- (9) また、落札者が落札物件の契約を締結しなかった場合、その落札者は、 用地室が実施する次の回の入札に参加することができませんので、ご注 意ください。

## 【例】保証小切手の見本

- 入札保証金は、保証小切手でお願いします。
- この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、個人の 振出小切手は受付できません。
- 一般には、金融機関に現金を持参するか、定期預金を担保にして、保証 小切手を作成することができます。



- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関。
  - ②振出日から 10 日以内に限る。
  - ③大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手。

#### 第12 落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、大阪府が定める最低貸付料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。
  - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。(この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。)
    - ※ 入札の公平性・透明性確保のため、落札した物件については、その内容 (物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名・落札金額、申込者の住所・ 氏名・入札金額)をホームページ等で公表いたしますので、参加者はこの ことを了承した上でお申込みいただいているものと判断します。
- (3) この決定は、あくまで応募のあった物件の賃借について落札者が大阪府と優先的に交渉する権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではありません。したがって、落札者としての権利を第三者に譲渡あるいは転貸することはできません。

- (4) 利用計画については、この時点で決定したわけではございません。基本協 定の段階で土木事務所の指導等により変更が生じることがあります。また、 この決定は、決定者が提示した事業計画等が都市計画法又は建築基準法ある いは関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを 意味するものではありません。
- (5) 落札者の方には、印鑑証明書を提出していただきます。
- (6) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の制定に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第24条、及び公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条ならびに同要綱第6条の規定に基づき、落札者の個人情報を収集のうえ、大阪府警察本部長に提供します。このため、落札者が法人の場合には、当該法人にかかる履歴事項全部証明書(1ヵ月以内に発行されたものに限る)及び、役員一覧表(大阪府が指定する様式)を速やかに提出していただきます。

なお、落札者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出 いただく誓約書に記載いただく個人情報を、同様に大阪府警察本部長に提供 します。

また、上記の書類を提出いただけない場合は、落札は無効とします。

(7) 大阪府警察本部長より大阪府に対し、落札者(法人の場合は監査役を含む 全役員)が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係 者である旨の回答があった場合、落札は無効とします。

なお、(6)、(7) により落札が無効となった場合は、**納付された入札保 証金は返還しません**ので、予めご了承ください。

## 第13 貸付の基本協定、契約の締結及び決定の取消し

(1) 基本協定の締結

大阪府と落札者(以下、「賃借予定者」という。)は、提案された土地利用計画に基づき具体的な条件について協議の上、次の内容について基本協定を締結します。

- ① 事業着手予定日
- ② 貸付料の支払い
- ③ 契約保証金(年額貸付料相当額)の支払い
- ④ 借地権の譲渡、転貸、担保権の設定の取扱い
- ⑤ 貸付地の整備及び工作物等の建築工事・工程に関する具体的な時期と条件
- ⑥ その他、大阪府が必要と認める事項
- (2)貸付契約の締結

大阪府と賃借予定者は、借地借家法第23条第2項に規定する借地権設定 契約を公正証書により締結します。

(3) 賃借予定者決定の取消し

賃借予定者が正当な理由なくして、大阪府が指定する期日(「第14契約及び基本協定締結期限」に記載)までに基本協定及び借地権設定契約を締結しないとき、また、関係行政庁との協議や地元調整が難航する等、契約の履行が確実でないと認められる場合は、予定者の決定を取消します。

## 第14 契約及び基本協定締結期限

平成 27 年 4 月 30 日 (木) までに基本協定を、平成 27 年 8 月 31 日 (月) までに、借地権設定契約を締結するものとします。

## 第15 引渡し

本件地の引渡しは、現状有姿(あるがままの状態)で行います。

## 第16 管理責任

貸付期間中の貸付地の管理は、賃借人が責任を持って行なっていただきます。 なお、万一貸付期間中に貸付地内において事故等が発生した場合は、賃借人の 責任において処理していただきます。

## 第17 費用負担等

募集への参加、契約締結、登記、その他この契約に関する一切の費用は、募集申込者の負担とします。

### 第18 その他

問い合わせ先

大阪府都市整備部用地室財産管理グループ 担当 中谷、釜下、澤埜 Tm 06 (6944) 9326

## 都市整備事業予定地の貸付 (事業用定期借地) 一般競争入札

## 入札会場のご案内

【府庁周辺案内図】



## 貸付物件一覧表

物件 番号	所 在 地 (住居表示)	地目	貸付期間 (年)	貸付面積	最低貸付料 (年額) 円	入札日
1	泉南市男里一丁目 228 番 1 外 2 筆の一部 (泉南市男里一丁目 28 番付近)	宅地・田	15	1, 503. 60	3, 496, 800	2月17日 10時30分 から

○ 借地借家法第23条第2項(事業用定期借地権等)を適用し、公正証書による 賃貸借契約を締結。

## 都市整備事業予定地事業用定期借地権設定に関する基本協定

大阪府(以下「甲」という。)と○○○(以下「乙」という。)とは、甲所有の都市整備事業予定地を貸付け、○○○の営業を行うことに関して次の条項のとおり合意する。

(目的)

第1条 都市整備事業予定地事業用定期借地権設定に関する基本協定(以下「本協定」という。) は、乙が〇〇〇〇の営業を行うにあたり、建設工事及び事業開始等が確実かつ円滑に推進されることを目的とする。

(貸付土地)

第2条 甲から乙に貸付ける土地(以下「本件土地」という。)の表示は、末尾記載のとおりと する。

(賃貸借契約の締結)

- 第3条 本件土地を専ら事業の用に供する建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的とする借地借家法(平成3年法律第90号)第23条第2項に定める事業用定期借地として甲乙が賃貸借契約を締結する。
- 2 前項に規定する契約(以下「本契約」という。)は、別途これを締結する。
- 3 本契約の締結は、事業開始に必要な諸手続き並びに許認可・承認等(※1)が終了し又は 取得された後でなければならない。
- 4 本契約に基づく借地権の存続期間は、契約締結の日から○○年間とする。

(貸付料及び契約保証金)

- 第4条 貸付料は、年額金○○○円とする。
- 2 本契約の契約保証金は、前項の年額に相当する額とする。
- 3 前項の契約保証金は、本協定締結後、甲の発行する納入通知書(※2)により本契約締結 までに納入しなければならない。
- 4 契約保証金は、契約が終了したときに、未払い貸付料等があるときはこれを控除して、本件土地の返還後、甲は、乙に対して金利を付せず返還するものとする。

(貸付料の支払)

- 第5条 乙は、第4条第1項の貸付料について、毎年度4回に分け、甲の発行する納入通知書 により甲に支払わねばならない。
- 2 各年度の第1回分は4月30日までに、第2回分は7月31日までに、第3回分は10月 31日までに、第4回分は1月31日までに支払うものとする。ただし、本契約にいう会計 年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 貸付料は、本契約締結日から発生する。なお、当該年度の貸付期間が1年未満となる、 初年度の初回および最終年度の最終回においては、貸付料を日割計算した額を支払うものと する。

(登記)

第6条 本契約締結後、乙は、本件建物について表示登記及び保存登記を行う。この場合、本 契約終了後、本件建物に付着した担保権の抹消登記及び本件建物滅失登記についても、自己 の責任と負担において、速やかに行うこと。

(乙の責務)

- 第7条 乙は、事業の執行において必要な手続きを、信義に則り誠実に行うものとする。
- 2 乙は、本協定締結後、本件土地の管理責任を負うものとする。

(費用負担)

- 第8条 明示的に合意されたものを除き、甲乙は、本協定及び本協定で言及するその他の書類 作成、締結及び実行に関する費用を各自負担する。
- 2 乙は、本契約の公正証書作成費用、借地権設定に係る登録免許税その他の諸費用の一切を 負担する。

#### (管轄裁判所)

- 第9条 本協定に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、甲、乙、双方とも誠実に紛争解決に努力するものとする。
- 2 甲乙間で紛争が解決できない場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として紛 争の解決に努めるものとする。

#### (疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

#### 平成○○年○○月○○日

Z 00000000 000000 000000000

#### (本件土地の表示)

- ※1 主な諸手続きとしては、開発協議、建築確認、道路工事施行承認等を想定しています。
- ※2 納入通知書の有効期限は通常の場合、各納入通知書に記載の支払期限までです。

## 事業用定期借地権設定契約公正証書(案)

#### (契約の目的)

- 第1条 甲は、専ら〇〇〇〇の用に供する末尾「物件の表示」(以下「物件表示」という。)記載の建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的として、物件表示記載の土地(以下「本件土地」という。)に、乙のために、法第23条第2項に規定する事業用定期借地権(以下「事業用借地権」という。)を設定する。
- 2 本契約により甲が乙のために設定する事業用借地権(以下「本件借地権」という。) は賃借権とする。
- 3 本件借地権には、法第3条から第8条まで、第**13**条及び第**18**条並びに民法第**619**条の規定は適用されない。

#### (建物の建築等)

- 第2条 乙は、本件土地に物件表示の記載と異なる建物又は建物以外の構造物(○○○等は除く)を建築してはならない。第10条による場合を除き、建築された建物又は建物以外の構造物を改築又は再築する場合も同様とする。ただし、物件表示に記載する面積等の変更を伴わない改装又は模様替えは、第10条に定める届出を不要とする。
- 2 乙は、本件建物を、専ら○○○の事業の用に供するものとし、その全部又は一部を居住の用に供してはならない。

#### (存続期間)

第3条 本件借地権の存続期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。 ※(契約締結日から15年間)

#### (賃料)

- 第4条 本件土地の貸付料は、年額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円也とする。ただし、1年未満の期間については、日割計算によるものとする。なお、100円未満は切り上げとする。
- 2 乙は、毎年度の貸付料を、下記の内容通りに甲の発行する納入通知書により、甲に対して 支払わなければならない。ただし、初回のみ契約日から 30 日以内に、契約日から起算した貸 付料を支払うものとする。なお、本証書にいう会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで とする。

適用	支 払 貸 付 料	各年度の支払期限
第1回: 4月1日~6月30日	金〇〇〇〇〇円	各年 4月30日
第2回: 7月1日~9月 <b>30</b> 日	金〇〇〇〇〇円	各年 7月31日
第3回:10月1日~12月31日	金〇〇〇〇〇円	各年 10月 31 日
第4回: 1月1日~3月 <b>31</b> 日	金〇〇〇〇〇円	各年 1月 <b>31</b> 日

- 3 貸付料は、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した貸付料(最低貸付料)が第1項に定める貸付料をうわまわった場合は、大阪府が算出した額に改定するものとする。
- 4 第 1 条に規定する本件土地の面積と本件土地の実測面積が異なることを理由とする借地料の調整等は行わないものとする。

#### (契約保証金)

第5条 乙は、貸付料、第17条に規定する遅延損害金その他本契約に基づいて生ずる一切の乙の債務を担保するため、甲に対し契約保証金(以下「保証金」という。) 金〇〇〇円也を預託済みである。

- 2 乙に貸付料の不払いその他本契約に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、 催告なしに保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合には、弁 済充当日、弁済充当額及び費用を乙に書面で通知する。乙は、甲より充当の通知を受けた場 合には、通知を受けた日から 30 日以内に甲に対し保証金の不足額を追加して預託しなければ ならない。
- 3 本契約の終了に伴い、乙が本件土地を原状に復して甲に返還し、かつ、第 16 条に規定する 本件建物の登記を行った場合には建物滅失登記がなされた後において、甲は、本契約に基づ いて生じた乙の債務で未払いのものがあるときは保証金の額から当該未払債務の額を差し引 いた額を、また、未払いの債務がないときは保証金の額を、それぞれ遅滞なく乙に返還しな ければならない。この場合において、返還すべき金員には利息を附さないものとする。
- 4 前項の場合において、未払債務額を差し引いて保証金を返還するときは、甲は、保証金から差し引く金額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 5 乙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、保証金返還請求権をもって甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。
- 6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第8 条第2項に規定する場合については、この限りでない。
- 7 第4条第3項の定めにより貸付料が改定されたときは、保証金も貸付料と同額に改定されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、新たな保証金の額と従前の保証金の額の差額を追加して預託するものとする。

#### (土地の適正な使用)

- 第6条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって本件土地を維持保存しなければならない。
- 2 乙は、本件土地が土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。
- 3 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行 為を行ってはならない。
- 4 乙は、事業を営むに当たり、公序良俗に反する行為、又はそれを誘発する行為を行ってはならない。
- 5 乙は、第三者をして、本条第2項から第4項までの行為を行わせてはならない。

#### (建物の賃貸)

- 第7条 乙は、本件建物を第三者へ賃貸する場合は、次の各号に定めるところによらなければ ならない。
  - 一 当該第三者との賃貸契約(以下この条において「建物賃貸借契約」という。)が、本件借地 権の満了の1か月前に終了するものとすること。
  - 二 建物賃貸借契約において、法第 38 条(定期建物賃貸借)第1項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を定めること。
  - 三 建物賃貸借契約の締結に先立ち、建物の賃借人に対し、法第38条第2項の規定による説明を行うこと。
  - 四 建物賃貸借契約の期間が一年以上である場合は、法第38条第4項の通知期間内に、建物の賃借人に対し、期間の満了により建物賃貸借契約が終了する旨の通知をすること。

### (借地権の譲渡、転貸)

- 第8条 乙は、第三者に、本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸することはできないものとする。但し、乙が一方の当事者となる会社合併が生じる場合は、甲と協議の上、甲が書面による承諾を行う場合に限り、本件借地権の譲渡ができるものとする。
- 2 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、乙は本件借地権とともに甲に対する保証金返還請 求権を当該第三者に譲渡するものとし、甲はこれを承諾する。

#### (土地の譲渡)

第9条 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知

しなければならない。

2 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、乙に対する保証金返還債務を当該第三者に 承継させなければならない。

#### (承諾事項)

- 第10条 第8条各項に規定する場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。
- 一本件建物又は本件建物以外の構造物についての物件表示記載の事項の変更
- 二 本件土地の区画形質の変更
- 三 本件建物への担保権の設定

#### (通知義務)

- 第11条 乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、直ちに、その旨を甲に書面により通知しなければならない。
- 一 氏名若しくは名称、代表者又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。
- 二 合併又は分割及び事業譲渡等が行われたとき。

#### (契約の解除)

- 第12条 次の各号の一に掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該 事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履 行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間 の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りでない。
  - 一 第2条第1項の規定に違反して本件土地に物件表示と異なる建物若しくは構造物を建築 したとき又は同条第2項の規定に違反して本件建物の全部若しくは一部を居住の用に供し たとき。
  - 二 第4条第1項に規定する貸付料の支払を三か月以上遅延したとき。
  - 三 第5条第6項の規定に違反して、保証金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき。
  - 四 第6条各項の規定に違反する本件土地の使用を行ったとき。
  - 五 第7条各号に定めるところによらず本件建物を第三者へ賃貸したとき。
  - 六 第8条第1項に規定する承諾を得ないで、本件借地権を第三者に譲渡したとき。
  - 七 第10条に規定する承諾を得ないで、同条各号に掲げる行為を行ったとき。
  - 八 その他本契約の規定に違反する行為があったとき。
- 2 乙について銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続き開始の決定があったときは、甲は、直ちに本契約を解除することができる。前項ただし書の規定は、この場合における甲の解除について準用する。
- 3 乙が、大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 2 条第 2 号及び第 4 号の 規定に該当する者と認められるとき、又は同規定に該当する者に土地・建物を使用させたと きは、甲は直ちに本契約を解除することができる。

#### (建物の滅失等による解約)

- 第13条 乙は、本件建物が減失又は著しく損傷したことにより本件建物を第1条第1項に規定する事業の用に供することができなくなったときは、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、前項の規定により本契約を解約しようとするときは、解約の日の6か月前に、甲に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

#### (期間満了前の解約)

- 第14条 甲及び乙は、本件借地権の存続期間の満了前に本契約を解約することができる。 乙は、この規定により本契約を解約しようとするときは、解約の日の4か月前までに、甲 に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。ただし、4か月分の貸付料を甲に 支払うときは、書面による通知から1か月後に解約することができる。
- 2 甲が前項の規定によりこの契約を解除する場合、乙に損失があるときは、乙は、その損失

の補償を甲に請求することができる。

#### (原状回復義務)

- 第15条 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他 乙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならな い。
- 2 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合には、甲及び乙は、期間満了6か月前までに本件建物の取壊し等及び本件土地の返還について協議するものとする。
- 3 第1項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、乙は、遅延期間に応じ、本件土地 の当初の貸付料を日割計算した額の2倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければな らない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を得て、本件借地権の存続期間満了時に本件建物及び工作物等を無償で甲に譲り渡すことができる。

#### (登記)

第16条 乙は、本件建物について表示登記及び保存登記を行い、また、甲の承諾を得て担保権 を設定した場合には、本契約終了後、本件建物に付着した担保権の抹消登記及び本件建物滅 失登記についても、自己の責任と負担において、速やかに行うこと。

#### (遅延損害金)

第17条 乙は、本契約に基づき甲に対して負担する貸付料その他の債務の履行を遅延したときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年5パーセントの割合で計算した遅延損害金(百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

#### (契約費用等の負担)

第18条 本契約締結に係る公正証書作成費用、その他の諸費用は、乙がこれを負担するものとする。

#### (瑕疵担保責任)

第19条 本契約締結後、乙が本件土地について数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見した場合は、甲乙協議するものとする。

#### (協議)

第20条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、 甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

#### (管轄裁判所)

第21条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

#### (強制執行認諾)

第22条 甲及び乙は、本契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨 陳述した。

物件の	表示
-----	----

1	本件土地の表示
	000000

(※ここに別添図面を挿入)

- 2 本件建物の表示

   構造
   ○○○○

   建築面積
   ○○○○

   延床面積
   ○○○○

   用途
   ○○○○
- 3 本件建物以外の構造物の表示工作物 ○○○○用途 ○○○○

※公正証書の作成(契約)には、基本協定締結後2~3か月要する場合がありますので、 予めご承知置き下さい。

## 質 問 書

平成 年 月 日

## 1 応募申込予定者

所 在 地	₸			
社 名				
代 表 者				
	所属部課名			
担当者	氏 名		役職	
1里 日 日	連絡先	電話メールアドレス	FAX	

## 2 質疑事項

質問事項	質問内容

## 平成 26 年度 第 4 回公募 都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地) 入札参加申込書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

平成**26**年度第4回公募都市整備事業予定地の貸付**(**事業用定期借地**)**一般競争入札に参加したいので、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

1 物件番号 第1号

物件所在地 泉南市男里一丁目 228 番1外2筆の一部

申込者住所

氏 名 (法人名及び代表者)

(EIJ)

担当者

電話番号

- 2 添付書類(内容については、募集要項で確認願います。)
  - ① 誓約書(2種類)
  - ② 土地利用計画書(別紙様式1による)
  - ③ 返信用封筒(定形封筒。切手貼付のうえ、返信先記載のこと。)
  - ④ 証明書類
  - ⑤ 法人概要
  - ⑥ 決算報告書
  - ⑦ 資金計画書
- ※ 入札参加証は、入札申込後審査の上、適正と認められる方に郵送します。

## 平成 26 年度 第 4 回公募 都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地) 入札参加証

 用地第
 号

 平成
 年
 月
 日

様

大阪府知事 松井 一郎

平成 年 月 日付け、入札参加申込を受付しました下記物件の入札につきましては、応募書類・利用計画の審査の結果、参加することを認めます。

1 物件番号 第1号

物件所在地 泉南市男里一丁目 228 番1外2筆の一部

(注 意) この参加証は、入札当日に 必ず持参してください。

## 誓約 書

私は、大阪府が実施する「平成 26 年度第4回公募都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地)募集要項」の一般競争入札の申し込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1. 都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地)募集要項第1に定める応募に必要な資格を有しています。
- 2. 応募に際し、都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地)募集要項、その他関係法令をすべて承知の上で参加します。
- 3. 現状有姿で賃貸借契約を締結し、現地におけるネットフェンス等の付帯施設の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
- 4. 事業実施に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて賃借決定者において行うことを承知の上で応募します。
- 5. 入札結果に関しては、大阪府のホームページにその内容(物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名・落札金額、申込者の住所・氏名・入札金額が公表されることに同意します。

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所在地)

氏 名(法人名・代表者氏名)印

## 誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認 するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ 提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、借地権及び私所有の建物を第三者に譲渡又は転貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

#### 申込者

住 (所在地) プ 氏 光 (法人名)

(代表者名)

(EII)

生年月日

応募者氏名	3(法人名)			
物件番号	第 1 号	所在地		
	<u>/</u> =		` <del>'</del>	
(使用目的)	使用	目的 及び	<sup>3</sup> 概 要	
(概要)				
	計	曲	図	

様式1

土地利用計画書

(記入例)

#### 土地利用計画書

応募者氏名(法人名)			00 00
物件番号	第〇号	所在地	00市00町0丁目00-0

使 用 目 的 及 び 概 要 (使用目的) コンビニエンスストア開設 (概 要) ①の部分は、店舗とする。 ②の部分は、駐車場とする。 ※ 出来るだけ詳しく記入してください。 ※下図に入りきらない場合は、「**別紙のとおり**」としてください。 ②駐車場 道 車両出入り口 1 ※住宅は建てられません。

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

## 入札保証金納付書

整理番号	
NO	

平成 年 月 日

大阪府都市整備部用地室長 様

入 札 者 住所(所在地)

氏 名 (法 人 名 ) (代表者名 )

A

代理人 住所(所在地)

氏 名

物件番号第 1 号平成 26 年度第4回公募都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地)の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

	保証金額							
	Ħ)	見 金	¥					
	有価証券		¥					
内	有価	証券名	種	別	記号番号 枚 数	額	面	備考 (発行年月日)
訳	証券							
	明細	合計						
上記	上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印							

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
  - 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
  - 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪	保証金領収確認欄(保証金受入係) 大阪府都市整備部用地室長	印	
	府 使	保証金保管確認欄(保証金保管係) 大阪府都市整備部用地室出納員	印
	開欄	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付:保証金受入係)大阪府都市整備部用地室長	印

#### 【記入例】

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

整理番号 NO

#### 入札保証金納付書

平成 年 月 日

大阪府都市整備部用地室長 様

入 札 者

住所(所在地) 大阪市中央区○○町1-2-3

氏 名 〇〇〇株式会社

(法人名) 代表取締役 大阪 太郎 印

(代表者名)

代理人

住所(所在地) 大阪市北区〇〇町 1-2

氏 名 天満 花子 印

物件番号第 1 号平成 26 年度 4 回公募都市整備事業予定地の貸付(事業用定期借地)の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

	保	証金額	¥ 0000	00			
		現金	¥				
	有価証券		¥ 0000	00			
内	有価	証券名	種別	記号番号 枚 数	額面	備考 <b>(</b> 発行年月日 <b>)</b>	
訳	証券	○○銀行○○支 店発行小切手	銀行支払保証小切手	<b>A000000</b> 1枚	¥000,000	○年○月○日	
	明細	合計			¥000,000		
上記	上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印						

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
  - 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
  - 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

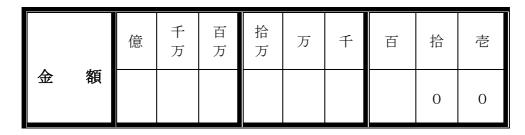
大阪	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府都市整備部用地室長		
府使	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府都市整備部用地室出納員	印	
開欄	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付	: 保証金受入係) 大阪府都市整備部用地室長	印	

整理番号 NO

※ 入札書は、入札当日にお渡しします。

## 入 札 書

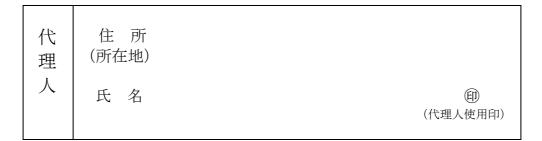
- ・金額はアラビア数字とすること
- 訂正しないこと
- ・初めの数字の頭に¥をいれること



ただし、物件番号第1号一般競争入札価格の年額 平成26年度第4回公募一般競争入札(事業用定期借地)要項等を承知の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日





大阪府知事 様

係員 認印

- (注1) 黒又は青のボールペンにより記入すること。
- (注2) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、 代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

大阪府使用欄		
受付係確認欄	整理番号	
	NO.	

## 委 任 状

平成 年 月 日

私は、平成**26**年度第4回公募一般競争入札(事業用定期借地)に参加するに当たり、 下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限 一般競争入札(事業用定期借地)に関する一切の権限
- 2 代理人

住 所

氏 名

代理人使用印

入札申込者

住 所

氏 名

(EII)

(印鑑登録印)

- (注) 1 入札申込者の印鑑証明書(発行日より1か月以内のもの)を必ず持参し、受付に提示してください。(受付で照合の後、お返しします。)
  - **2** 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。 代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。